

身体拘束等の適正化のための指針

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方)

1 事業所としての理念

(1) 身体拘束の原則禁止

ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が身体的及び精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることとする。また、ご利用者に生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、ご利用者本位の真心と優しさのこもった支援を提供していく。

(2) 身体拘束に該当する具体的行為

- ①車イスやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④職員が自分の体でご利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

なお、介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為は以下のとおり

- ①徘徊しないように車イス・イス・ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等でしばる。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車イスやイスからずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルなどをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等でしばる。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する。

(3) 目指すべき目標

3要件（切迫性、非代替性、一時性）のすべてに該当すると委員会において判断された場合、ご本人やご家族への説明及び確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者の態様や支援の見直し等により、拘束解除に向けて取り組みます。

2 事業所としての方針

(1) ご利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束等のリスクを除きます。

ご利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

(2) 責任のある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者、施設長、サビ管等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識、技能の水準が向上する仕組みをつくります。

(3) 身体拘束等の適正化のためにご利用者、ご家族と話し合います。

ご利用者のご家族にとってより居心地のいい環境や支援について話し合い、身体拘束廃止に向けて一緒に考えます。

(虐待防止委員会に関する事項)

1 事業者は、虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止委員会は、年2回以上定期的に開催し、次のことを検討協議する。

(1) 年間研修計画に沿って、研修及び必要な教育を実施する。

(2) 日常的な支援で、ご利用者の人権を尊重して適切な支援が行われているかを確認する。

(3) 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

(4) 虐待が発生した場合、その原因を分析し、再発防止策を検討して実施する。

(5) 身体拘束が発生した場合、身体拘束の排除に適切な手続き方法で行われているかを確認する。

3 虐待防止委員会は、理事長、施設長、管理者、虐待防止責任者等で構成する。必要に応じて、職員、嘱託医師、専門家等や知見を有する第三者の助言を得る。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

事業者は、年間研修計画に沿って、人権及び虐待・身体拘束防止研修を必ず実施する。

(1) 新規採用者には、採用時の研修において、人権及び虐待・身体拘束防止研修を実施する。

(2) 職員には、年間研修計画に沿って、人権及び虐待・身体拘束防止研修を年2回実施する。

(3) 管理職が、人権及び虐待・身体拘束防止研修等が必要と認めた場合は、随時実施する。

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

支援の提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わない。

(1) 身体拘束等を行わずに支援するための3つの原則

①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。ご利用者ではなく、支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。ご利用者の個別の理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要である。

②以下の5つの基本的な支援を実行し、例えば不穏になられる原因を除去したり、転倒リスク等を軽減して身体拘束によらない支援を提供する。

(I) 起きる

人は座って重力が上からかかることにより覚醒する。眼が開き、耳が聞こえて自分の周囲で起こっていることがわかる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

(Ⅱ) 食べる

食べる事は人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることは支援の基本である。

(Ⅲ) 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人は、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、おむついじり等の行為につながる。

(Ⅳ) 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本に、人は皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になる。そのため大声を出したり、夜寝れずに不穏になったりする。皮膚の清潔を保つことで快適になり、周囲も支援しやすく、人間関係も良好になる。

(Ⅴ) 活動する

ご利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的に音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビなどが考えられる。言葉の刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

③ 身体拘束廃止をきっかけに、よりよい支援の実現をめざす。

身体拘束廃止を実現していく取り組みは、事業所又は支援の場における支援全体の質の向上やご利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。身体拘束廃止がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提起される様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいく。又、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば言葉による拘束（スピーチロック）などは心理的虐待であり、決して行わない。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。なお、「ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限り、またすべてを満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

(1) やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

ご利用者本人又は他のご利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定と身体拘束に関する説明書への記載

やむを得ず身体拘束を行う時には、カンファレンス等で組織として慎重に検討し、決定する。この場合でも委員会で議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的に職員の個人判断で行わない。身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。

②ご利用者、ご家族への十分な説明

身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で、ご利用者やご家族に対して事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳しく説明し、十分な理解を得る。

③行政等への相談、報告

身体拘束を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等の行政に相談、報告する。
ご利用者への支援のなかで様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。

④身体拘束に関する事項の記録

身体拘束を行った場合、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、ご利用者及びご家族等に報告し記録する。
この記録は、情報開示し5年間は保管する。

(ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、ご利用者及びご家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧出来るようにする。

令和3年12月1日